

平成31年2月18日（月）

於・特許庁庁舎7階 庁議室

産業構造審議会知的財産分科会

平成30年度第1回審査品質管理小委員会

議事録

目 次

1. 日時・場所

日時： 平成 31 年 2 月 18 日(月) 10 時 00 分から 12 時 00 分

場所： 特許庁庁舎 7 階 庁議室

2. 出席委員

相澤委員長、浅見（節）委員、浅見（正）委員、飯村委員、井上委員、小原委員、長澤委員、本多委員、渡邊委員

3. 議事次第

開 会	1
議 題	
審査品質管理の実施体制・実施状況に対する委員評価について.....	6
審査品質管理の実施体制・実施状況に対する改善提案について.....	1 2
開 会	3 2

開 会

○戸次品質管理室長 定刻前ではございますけれども、委員の皆様がおそろいになりましたので、ただ今から産業構造審議会知的財産分科会平成 30 年度第 1 回審査品質管理小委員会を開催いたします。

調整課品質管理室長の戸次でございます。本日は御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。特許庁には、特許、意匠、商標のそれぞれに品質管理を担当する部署がございますが、今回は当方が取りまとめをいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

特許庁では、昨年度のこの小委員会でいただいた評価及び改善提言を踏まえて、審査の質の維持・向上に取り組んでいるところでございますが、本年度も評価・改善提言をいただく形で、特許庁の品質管理の実施体制の充実、ひいては審査の質の継続的改善に向けて、引き続き委員の皆様の御知見を賜りたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

出席委員紹介

○戸次品質管理室長 初めに、本小委員会の委員について御紹介させていただきます。

本日は、

東京理科大学大学院教授・浅見節子委員、

日本知的財産協会理事長・浅見正弘委員、

ユアサハラ法律特許事務所弁護士・飯村敏明委員、

日刊工業新聞社編集局経済部長・井上渉委員、

伊東国際特許事務所弁理士・小原寿美子委員、

日本国際知的財産保護協会会長・長澤健一委員、

本多国際特許事務所弁理士・本多敬子委員、

渡邊知子国際特許事務所弁理士・渡邊知子委員の皆様にご出席をいただいております。

浅見正弘委員におかれましては、今年度新たに委員に御就任いただきました。

なお本日は、日本品質管理学会顧問、中央大学教授・中條武志委員が御欠席です。

また、委員長につきましては、武蔵野大学法学部法律学科教授の相澤英孝委員長にお願いしております。

委員長挨拶

○戸次品質管理室長 相澤委員長に一言御挨拶をいただき、これより先の議事の進行をお願いいたします。

○相澤委員長 相澤でございます。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

特許庁におけます審査の品質の維持・向上は、産業財産権制度の基礎としての重要な課題でございます。皆様方の御協力をいただきまして、我が国特許庁の品質管理の充実に貢献し、制度利用者の皆様が円滑に事業を進められるようにできたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

本委員会では、平成26年度より特許庁における審査に関し、品質管理の方針や手続が適切に整備されているかどうか、品質管理体制が適切に整えられているかどうか、方針や手続に沿った品質管理体制が適切に実施されているかどうかなど、品質管理の実施体制、実施状況についての検証評価を通じて、改善に向けた提言を行ってまいりました。

昨年度の本小委員会では、この改善に向けた提言が、特許庁内部の取組に反映されることが確認されており、特許庁で本小委員会を活用した審査品質管理の取組が、着実になされていると思っております。今年度第1回目となります本日の小委員会では、今年度における特許庁の審査品質管理の実施体制、実施状況についての評価を行うとともに、それらの改善提言についての御議論をしていただきたいと思います。これに先立ちまして、各委員には既に評価をしていただいておりますので、その結果に基づいて議論を進めてまいりたいと思います。

5年目の開催になります本小委員会でございますが、委員の皆様におかれましては、特許庁の審査の品質の更なる向上に向けまして、御協力をお願いしたいと思います。

以上、簡単でございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

新委員挨拶

○相澤委員長 審議に入ります前に、本年度より新たに委員になりました、浅見正弘委員より一言御挨拶をいただきたいと思います。

○浅見（正）委員 日本知的財産協会の理事長としてこちらに出席させていただいております浅見と申します。

日本知的財産協会の構成は皆さん御存じのとおりですが、今、会員数が1,300ぐらいで、そのうちの965会員が民間企業でございます。そういう意味で、企業の規模もさまざま、業種もさまざまという協会ではありますが、そういう中で産業をどう活性化していくかを日々議論する活動をしております。今日は、そのような日本知的財産協会の立場を、できるだけ皆さんにお伝えできればというつもりで参加しておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○相澤委員長 ありがとうございます。

席上、浅見節子委員、浅見正弘委員とお二方いらっしゃいますので、申しわけございませんが、お二方につきましてはフルネームで呼ばさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

定足数の確認

配付資料の確認

○相澤委員長 それでは、議題について紹介させていただきます。

本日は、「審査品質管理の実施体制・実施状況に対する委員評価」、「審査品質管理の実施体制・実施状況に対する改善提案」の順に御議論いただきたいと存じます。

事務局から定足数、配付資料の確認をお願いいたします。

○戸次品質管理室長 まず、定足数を確認させていただきます。議決権を有する10名の委員のうち、本日は過半数の9名の御出席をいただいておりますので、産業構造審議会令第9条に基づき、本日の小委員会は成立となります。

次に、資料の確認をさせていただきます。ここで、経済産業省では平成26年4月以降に開催する審議会及び分科会について、議題の性質上、紙の配付が適切な資料を除き、配付資料を電子媒体で行うこととしております。そこで、審査品質管理小委員会におきまして

も、資料のペーパーレス化を実施しております。ほとんどの資料はお手元の「資料配付方法につきまして」の１枚紙に記載のとおり、お手元のタブレットに格納しております。

お手元のカバーをめくっていただきますとタブレットが起動いたします。操作画面の右側の枠内に表示されておりますものが本日の資料です。一旦、資料をタッチして開いていた後は、資料を切りかえる際、電源ボタンではなく画面左上の「戻る」のところをタッチしてください。タブレットの操作でお困りになった場合には手を挙げていただければ、係の者が対応いたします。どうぞ御遠慮なくお申しつけください。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は座席表、議事次第・配付資料一覧、委員名簿のほか、資料１～資料６と、参考資料１～参考資料３を用いて御説明させていただきます。

資料１は、平成３０年度の審査の品質管理における取組状況、

資料２は、特許における評価項目①～⑪の実績、現況等、

資料３は、意匠における評価項目①～⑪の実績、現況等、

資料４は、商標における評価項目①～⑪の実績、現況等、

資料５は、品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果、

資料６は、評価に基づく審査品質管理の実施体制・実施状況に関する各委員の改善提案です。

また、参考資料１は、審査品質に関する評価項目及び評価基準、

参考資料２は、昨年度の品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言、

参考資料３は、品質マニュアルです。

なお、品質ポリシーについては、特許、意匠、商標とも変更はなく、参考資料３の品質マニュアル中に掲載されています。

さらに、各委員には席上配付資料１～３も配付しておりますので、併せて御確認ください。

席上配付資料１は、ユーザー評価調査の速報値、

席上配付資料２は、品質関連指標、

席上配付資料３は、各委員による評価結果です。

この席上配付資料３に、各委員の個別評価票が入っております。

委員会の公開について

○戸次品質管理室長 続きまして、本小委員会の公開ですが、従前どおり一般の方々の傍聴を認めることとし、特段の事情がある場合を除き、議事録と配付資料を特許庁のホームページにおいて公開したいと存じます。

また、議事録に関しましては、委員の皆様方に後日、内容を御確認いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

特許庁挨拶

○相澤委員長 本小委員会の開催に当たり、嶋野技監から一言御挨拶をお願いいたします。

○嶋野特許技監 おはようございます。嶋野でございます。本日は相澤委員長を初めといたしまして、皆様方には御多忙のところを御参集いただきまして、ありがとうございます。審査品質管理小委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げたいと思います。

現在、研究開発、それから企業活動のグローバル化が拡大するに伴いまして、知的財産戦略についても一層のグローバル化が進んでおります。

我が国の企業が国の内外で円滑にビジネスを展開するためには、ビジネスの基盤となる知的財産権を早期に、しかも覆ることのない安定した内容で取得することが重要と考えております。特許庁では日本の審査結果が海外でも通用し、海外で迅速に権利化が図れるよう、国際的に信頼される質の高い審査の実現を目指し、品質を維持・向上させるための取組を行っております。

また、質の高い審査を実現するためには、ユーザーの皆様方のニーズを適切に把握することが不可欠であります。そういった面から、特許審査の姿勢について、ユーザーの皆様をお願いして、ユーザー評価調査を行ってきているところです。

それに加えて、平成26年からこの委員会を立ち上げ、頂戴いたしました御指摘や改善提案を審査の質の向上に反映してまいりました。その結果、ユーザー評価調査におきまして、例えば特許審査の質全般に対するユーザーの皆様方の評価は、着実に向上しているものと考えております。これも委員の皆様方の御尽力のおかげと感謝しております。相澤委員長を初めといたしまして、委員の皆様方の御知見をこれからも拝借しながら、今後も審査の一層の適正化に努めてまいりたいと思います。

本日は審査の品質管理につきまして、ぜひ、忌憚のない御意見を頂戴できればと考えて

おります。どうぞよろしくお願いいたします。

○相澤委員長 ありがとうございました。

議 題

審査品質管理の実施体制・実施状況に対する委員評価について

○相澤委員長 それでは、議題に入らせていただきます。最初の議題は、「審査品質管理の実施体制・実施状況に対する委員評価」です。

各委員には、事務局から説明がありました資料1～4に基づきまして、あらかじめ評価をしていただいております。資料5の評価結果（案）につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○戸次品質管理室長 資料5をご覧ください。資料5は、委員の皆様にあらかじめいただいた今年度の品質管理の実施体制・実施状況についての評価を、事務局で取りまとめた案です。委員の皆様には評価項目①から評価項目⑪まで、それぞれ「極めて良好」、「良好」、「概ね達成」、「改善を要す」の4つの中から評価をいただいております。

資料5では、例年どおり、各項目につきまして、よいものから悪いものまで順に並べまして、中央値をとったものをこの委員会の評価として、まずは御提示させていただきました。今年度は委員の人数が偶数ということもありまして、特許の項目⑥と商標の項目⑪については評価が一義に決まりませんでしたので、これらについては何々ないし何々という形で、2つの評価を併記しております。

資料5では、各項目の評価について、委員会の評価に続き、少数の御意見についても記載しております。「何々との評価もあった」という末尾になっている場合には、その評価をお一人からいただいていることを示しており、「複数あった」という末尾になっている場合には、その評価を二名または三名の委員からいただいていることを示しており、また「多く見られた」という末尾になっている場合には、その評価を四名の委員の方からいただいていることを示しております。

さらに、各項目につきまして、評価票における委員の皆様のコメントをもとに、御評価をいただいた点と課題として挙げられた点を、重複を排除する等、体裁を整えながら、なるべくそのまま列記しております。

それでは、これから資料5について御説明いたします。資料5の中で、委員会の評価が

「極めて良好」である項目につきましては割愛しつつ、その他の項目について、かいつまんで御説明いたします。

まず、特許について御説明いたします。

資料5の2ページの下まで飛んでください。(4) 評価項目④(審査実施体制)ですが、中央値は「概ね達成」でした。

ア 評価された点としては、a 求められる件数の審査を効率的に行いつつ、高品質の審査を実現できる体制、人員配置を確立していることなどを挙げていただきました。

イ 課題としては、a システムの改善が必要ですか、c 国際的に遜色がない組織体制・人員配置なのかといった観点での懸念があるとの御意見などをいただきました。

続きまして、(5) 評価項目⑤(品質管理体制)ですが、中央値は「良好」でした。

ア 評価された点としては、a 適切な監査が実施できるよう品質管理官が主要な役割を担い、国際的に遜色のない水準において品質管理の取組を行っている点、b 品質監査において、サーチの履歴を含めた結果を審査官に伝えている点などを挙げていただきました。

イ 課題としては、b 改善活動に対し、全員参加の度合いが十分かどうかの見直しが必要ではないかとの御意見などをいただきました。

(6) 評価項目⑥(品質向上のための取組)は、中央値は「極めて良好」ないし「良好」でした。

ア 評価された点としては、a 品質向上のための必要とされる幾つかの取組を、昨年度から継続して計画どおり実施している点、また、更なる品質の向上に資する取組として、協議について工夫を加えた点、さらに、技術分野別サーチガイドラインを登録調査機関に提供した点、また、外国特許文献を日本語で検索及びスクリーニングするための環境整備を行っている点、g 改善活動につきまして、結果と取組を区別した評価が行えているという点、h IoT 関連出願・ベンチャー企業支援などにも対応した点、i 出張面接、テレビ面接など、遠隔地の中小企業を含むユーザーとのコミュニケーション及び権利取得のための支援が行われた点などを挙げていただきました。

イ 課題としては、a サーチガイドライン及びポータルサイトの活用について評価を行い、今後の展開につなげることを期待するとの御意見をいただきました。

(7) 評価項目⑦(品質検証のための取組)ですが、中央値は「良好」でした。

ア 評価された点としては、a 品質監査によるサーチの妥当性や認定・判断の妥当性

の検証がなされた点。部分監査と呼んでおりますが、通知書の形式的な事項の検証が計画件数どおりに実施されている点。部分監査、先ほどの形式的なチェックですが、こちらの項目について改善を図った点、b ユーザー評価調査において、海外ユーザーや小規模ユーザーの対象者数を増加した点などを挙げていただきました。

イ 課題としましては、b ユーザーの不満の内容を具体的に理解するまでには至っていないと感じられるとの御意見などをいただきました。

(8) 評価項目⑧(審査の質の分析・課題抽出)ですが、中央値は「良好」でございました。

ア 評価された点としては、c ユーザー評価調査について高い回収率を維持している点、d 品質監査を通じた分析結果が登録調査機関においても活用されるようにした点、e 取り組むべき課題が具体的に絞り込まれている点、f ユーザー評価調査や協議の記録などを用い、さまざまな観点から課題が抽出された点などを挙げていただきました。

イ 課題としましては、a 判断の均質性等についての課題に対し、対応策が今後検討されるというのでは、スピード感が足りないのではないかと御意見などをいただきました。

(9) 評価項目⑨(方針・手続・体制の改善状況)でございますが、中央値は「良好」でした。

ア 評価された点としては、c 最近のIoT、AI等の技術進化への対応について、しっかりと改善が行われている点、d 各種研修や先行技術調査事業の拡充などを通じ、改善に対する取組が行われている点などを挙げていただきました。

イ 課題としましては、c 審査基準等の改訂はあったけれども、その効果がわからないとの御意見などをいただきました。

(10) 評価項目⑩(取組の改善状況)でございますが、中央値は「良好」でした。

ア 評価された点としては、a 下半期に面接審査の満足度の更なる向上のための取組を行った点、c AI、IoTの庁内講座を設置した点などを挙げていただきました。

イ 課題としましては、b ユーザーの意見から具体的な問題点を抽出する過程については、更なる向上の余地があるとの御意見などをいただきました。

(11) 評価項目⑪(取組の情報発信)は、中央値は「良好」でした。

ア 評価された点としては、c 中小、ベンチャー企業、海外企業とも企業コンタクトを行った点などを挙げていただきました。

イ 課題としては、b ホームページについて、よりわかりやすい情報発信が期待されとの御意見などをいただきました。

特許については以上でございます。

○油科意匠課長 ページをおめくりいただきまして、10 ページからでございます。続きまして、意匠に関する評価結果の概要を御説明申し上げます。なお、特許と同様に、委員の皆様から「極めて良好」と評価いただいている項目につきましては、説明を省略させていただきます。また、意匠のみにいただきました評価を中心に説明をさせていただきます。

まず、11 ページの下の(4) 評価項目④(審査実施体制)でございますが、中央値は「概ね達成」と評価いただきました。

特に、アの評価された点といたしましては、b にございますように、審査官の数が増加していない状況においても、ハーグ出願の審査を行いつつ、審査の効率化に対しても的確に取り組んでいることが評価されています。

一方、イの課題に挙げられた点といたしましては、c にございますように、他の実体審査国と比較いたしまして、審査の体制や人員の配置が確立しているとまでは言えない点。

それから d にございますように、技術の進展やトレンドの変化に応じた適切な判断及び国際出願への更なる対応の実効性に懸念があるという点の御指摘をいただいております。

(6) 評価項目⑥(品質向上のための取組)に関してでございますが、中央値は「良好」と評価をいただきました。

特に、アの評価された点といたしましては、b にございますように、ハーグ出願に対し、協議や起案時の対応をきめ細かく実施した点。また、審査官の教育、審査関連文書の改訂につきましても適切に進めた点が評価をされております。

一方、イの課題として挙げられた点といたしましては、a にございますように、意匠審査への AI 活用の検討に対する御期待ですとか、b にございますような、ハーグ出願に対する品質監査及び品質管理の取組の充実への期待といった点が挙げられております。

(7) 評価項目⑦(品質検証のための取組)に関してでございますが、中央値は「良好」と評価をいただいております。

意匠のみにいただいた評価いたしましては、イの課題に挙げられた点としまして、a にございますように、ユーザー評価におけます、他国の特許庁の比較に関する評価項目の追加が望まれるといった点が挙げられました。

(9) 評価項目⑨と(10) 評価項目⑩についてでございますが、中央値は両項目とも「良

好」をいただきました。

こちらの項目に関するイの課題に挙げられた点といたしましては、aにございますように、今後の意匠制度改正に対応いたしました、現行の審査実施体制の維持・向上、手続の明確性、公表と周知についての取組に関する御期待が挙げられております。

(11) 評価項目⑪（審査の質向上に関する取組の情報発信）についてでございますが、中央値は「良好」と評価をいただきました。

特に、アの評価された点といたしましては、aにございますように、国内ユーザーに対する審査の質向上に関する情報発信ですとか、bの定期的な意見交換の実施。また、意匠5庁（ID5）会合におけます品質管理に関する研究についての協力プロジェクトを、国際協調に向けた新たな取組として採択した点が評価をいただいております。

一方におきまして、イの課題として挙げられている点といたしましては、cにございますように、品質管理に関する更なる国際協調の促進が期待されているという点でございます。

意匠からは以上でございます。

○佐藤商標課長 続きまして、商標につきまして御説明いたします。意匠と同様に、商標のみに関するところについて御説明いたします。

まず、評価項目①ですけれども、「極めて良好」と評価されております。

評価された点として、b 審査基準等において、改元対応などの必要な項目の見直しが的確になされているという点です。

評価項目②は「極めて良好」とはされているのですが、イで課題として挙げられた点がaになりますが、「商標審査基準」、「品質マニュアル」等によって、明確化への努力がなされてはいるが、品質管理の向上のための見直しが明らかとは言えないという課題をいただいております。

評価項目④は「概ね達成」となっておりますが、評価された点としてaとbでございます。aについては、研修等を効果的に行うことにより、適切、合理的な審査を実施するための努力が継続的になされているということ。

bで、新たに審査官を採用したこと及び新しいタイプの商標の審査体制について、審査室に新しいタイプの商標審査の担当審査官を配置して、強化しているといった点を挙げられてございます。

イ 課題として挙げられている点がcとdになってございます。cにつきましては、研

修等を通じて審査官の育成に努めて、機械化や運用の工夫などの環境整備によって効率化を図られていることは認められるけれども、審査官の実数は減少しており、国際的に遜色がない審査体制・人員配置の確立の観点から概ね達成しているにとどまる。

dで、形式的な審査になっている件も散見されるため、改善を希望するということでございます。

評価項目⑤（品質管理体制）でございますが、「良好」と評価されています。

評価された点でb 全員参加という点で、コミュニケーション活動の評価を行っているのが大変よいという評価をいただいております。

評価項目⑥（品質向上のための取組）ですが、こちらは「良好」と評価されています。

評価された点としてaの中ほどになりますが、「特に」以下で、拒絶理由通知後に応答のない案件について、直ちに拒絶査定することなく、手続補正指示書等の文書の送付、電話等の応答を行って、ユーザーとのコミュニケーションの一層の改善を行っているという点でございます。

それからcとdでございますが、cで丁寧な審査に努めており、その結果、審査の質を高めているということと、dで商標の識別性の判断、類似性の判断のばらつきを抑制する取組を行っているという点でございます。

課題として挙げられた点が、aでAIを活用した審査の効率化も積極的に取り組んでいただきたいという点でございます。

評価項目⑦の評価された点としまして、bは、ユーザー評価調査によって、調査項目の見直しを行ったことにより、他国の特許庁との比較が可能になったということ。

dは、課題抽出のためのバランスのとれた品質監査が行われたことが認められるという点でございます。

次が評価項目⑨について、「良好」と評価されております。

評価された点はaとcとdでございます。aについては繰り返しになりますが、機械化や審査業務に集中できる環境整備等によって効率化を図り、審査処理期間の延伸を最小限にとどめるなど、方針・手続・体制に対する改善を行った。

cで、新しいタイプの商標の審査に対する審査実施体制の強化が図られた。

dで、商標審査基準の見直しなど、品質向上に向けての取組が進捗した。

課題として挙げられた点がbとcでございます。bは、実質審査官の数が減少しており、この点において十分な改善が行われたとは言いがたい。

cで同じく、審査実施体制の維持・向上については、長期的課題として引き続き検討をお願いしたいというところでございます。

評価項目⑩については評価が分かれておりまして、「極めて良好」ないし「良好」という評価が出ております。

評価された点はaにありますけれども、意見交換等を通じて国内外ユーザーに、また、国際会合や審査官の派遣・受け入れを通じて、外国庁に対して行っているところ。特に TM5 において、品質管理プロジェクトをリード庁として主導しているといった点でございます。

商標については以上になります。

○相澤委員長 ありがとうございます。

事務局から説明がありましたとおり、特許の項目⑥、商標の項目⑩において、これまでの基準によると評価が一に定まらないということになります。事務局案どおり、〇〇ないし〇〇という評価でも構いませんか。この点の評価は構いませんか。

その他、何か今年度の取組に関する、この委員会の評価に関して御意見がある方はここで言っていただきたいと思います。改善につきましては次に時間をとってございますので、そちらで御意見をいただければと思います。

よろしゅうございますか。

それでは、この委員会の評価につきましては、事務局案のとおりとさせていただきます。

審査品質管理の実施体制・実施状況に対する改善提案について

○相澤委員長 それでは次に、「審査品質管理の実施体制・実施状況に対する改善提案について」、御審議いただきたいと思います。

資料について、事務局から説明をお願いします。

○戸次品質管理室長 資料6をご覧ください。この資料6は、各委員からいただきました改善提案を、該当すると思われる項目ごとにまとめたものでございます。この小委員会の改善提言につきましては本日の御審議を踏まえ、整理させていただきたいと存じます。

○相澤委員長 それでは、委員の皆様から改善提案に関する御意見につきまして、今年は浅見節子委員からお願いしてよろしゅうございましょうか。

○浅見（節）委員 資料6で、説明いたします。

まず特許ですが、私が意見を書きましたのは2ページの下から3つ目のところで、「本年

度のユーザー評価調査において、記載要件について均質性に課題があるという指摘がなされたが、具体的な問題点を早急に把握し、改善につなげることが必要である。また、対応策について、スピード感を持って取り組むことが望まれる」とあります。

それからもう1点、4ページの上から2つ目になりますが、「産業界の協力を得て、問題点を把握し、優先順位をつけて改善に取り組むことが望まれる」という2点を挙げております。

これらについて付け加えさせていただきますが、まず、4ページの点からお話したいと思います。これに関して「知財管理」誌には、たびたび品質に関する評価の記事が掲載されていまして、例えば12月号には、日本の特許庁で特許査定になった案件を対象として、その後、欧州特許庁でX文献、すなわち新規性を否定するような日本語の文献が発見されたという事例の分析の記事が掲載されています。具体的に案件を特定して調査した結果、サーチにおける見落としや、あるいは本願発明が狭く認定されたために結果の相違になったという分析がなされています。

審査において重要なことは、一つはサーチだと思います。あとは、発明をどのように認定するか。この記事では新規性が中心ですが、一般に問題になるのは進歩性の判断かと思っています。

そこで、知財協さんはいろいろ分析をされていますので、特許庁だけではなくてユーザーとも協力をして、具体的な問題点を把握して改善に取り組んでいただきたいということがございます。来年度の取組の中でユーザーと協働して調査・研究をするといった点を入れていただければと思っています。これが一つ目についてです。

もう1点、記載要件についても挙げました。特にサポート要件や実施可能要件について、化学分野の出願人や代理人の方から、審査官や、あるいは担当する審査室によって判断が異なるのではないかという意見をいただくことがあります。私自身、化学分野で審査をしていたときも、素材や医薬などの分野でサポート要件、実施可能要件が問題になることは多かったのですが、記載要件の判断はなかなか難しいと感じております。

一つの手段として、ほかの人とのばらつきを減らすために協議をするというのが有効かと思いますが、記載要件の問題は技術分野によって、その問題の大きさが違うのではないかと考えておりますので、出願人の意見を聞いていただき、問題が大きい分野を特定して品質管理を進めていただければと思っています。

以上が特許ですが、意匠と商標も一緒にお話してよろしいですか。

○相澤委員長 はい。

○浅見（節）委員 意匠ですが、私の意見は6ページの4. 審査実施体制に関するものの一番上に記載されております。既に報告書がホームページに掲載されていますように、画像デザインそのものの保護ですとか、あるいは建築物やインテリアデザインの保護などを今後対象にしていくことが、法改正事項として挙げられています。

保護の対象が拡大されますので、それによって出願がかなり増加することが予想されます。そのため審査官の確保、育成の充実が必須だと思っています。改正法は、1年後ぐらいに施行されるのだろうと思うのですが、それまでに審査基準を整備すること、出願人に周知すること、審査体制の拡充、データベースの整備など、やるべきことがたくさんあると考えています。新しい意匠の審査が始まれば、協議なども必要になってくるだろうと思います。ですので、それに対応できるような体制をとっていただければということでございます。

商標は9ページの下から3つ目の「・」と2つ目の「・」に、新しいタイプの商標出願についてと、審査官の確保と育成を挙げさせていただいております。新しいタイプの商標についてはかなり審査も進んでいると思いますが、情報を共有して協議を充実してばらつかないようにしていただくこと、それから、担当できる審査官を増やしていくといったことに、引き続き取り組んでいただければと考えております。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

浅見正弘委員、お願いいたします。

○浅見（正）委員 それでは、特許の方からまいりたいと思います。私の意見でこの資料にありますのは、4ページの一番上の点ですね。先ほど浅見節子委員から御指摘ありましたように、知財協では「知財管理」という月刊誌を出しておりまして、その中でさまざまな意見の集計と分析をやっているのですが、その中で簡単に言うと、特に進歩性に対して、審査基準が甘いという言い方が妥当かどうか分からないのですが、簡単に特許になってしまいう印象が、企業の知財担当者の間では業種によらずかなり広くあります。

資料6に書かせていただいたのは、ユーザーの声から問題を抽出する仕組みができていくかということです。今日の議題におきましては、今のレベルがどうかということの審議というよりは、今のレベルに何か問題があるとしたら、それをどうやって拾い上げて直していくか、そういう仕組みができていくか、という方に、私たちとしては興味があるとこ

ろです。

そういう観点で言いますと企業の方では、例えばすぐに特許になってしまうのではないかとこのことに対して、それはどういうことからそういう意見になっているのか、ということが掘り下げられていないという印象を持っております。結局、水かけ論といいますか、統計の問題もありますので、どういう統計を出すかによって、そうは言えないとか、そう言えるんだということになると思うのですが、そこをもう少し両方で議論して、例えばユーザーサイドからどういうデータで、そういう印象があるのかという意見を出し、それに対して、実際に特許庁の方から、いやいや、こういうふうになっているので、そうは言えないというやり取りをして、もう少し掘り下げて議論させていただくという仕組みが大事かなと思う次第でございます。

ここにはあまり書いていなかったのですが、特に進歩性になってくると、企業サイドで今、一番関心があるのはIoT、AI、ビッグデータという、新聞でも雑誌でも開けば必ず毎日出てくるような話でありまして、例えばIoTでいえば、今までの仕組みをインターネットを使ってつなぐということが一斉に起きてくるということが、既に始まっていると思います。

最近のIoTデバイスで言えば、当然無線を使ってそういうことをつなげていくということになりますので、例えば従来やっていたビジネスの仕組みの中に無線を組み込んだら、じゃあ、それが特許になるのかどうかという話で、線引きがなかなか難しくなってくると思います。これが簡単に特許になってしまうようになると、IoTで全てのものをインターネットでつなぐといったら、今までの特許は全部取り直したいな状況になるわけですね。そういうことが本当に産業の振興にとっていいのかどうかということも含めて、進歩性、特に従来のものに対して、構成要件としてはほとんど同じなだけけれども、無線を使って、例えばこういう仕組みを作ったというのをどう考えるかという点について、一義的にたった今、どうだという線引きはできないわけですが、それに対してどう線を引いていくのがいいのだろうかということを協議できる場があるだろうか、そういったことが気になる点でございます。

ですから、ユーザーの声をどういうレベルで集めるか、具体的に掘り下げるか、ということ、できるだけきちんと考えていただきたいというのが知財協の中の意見であります。そのために統計的なデータがないと困るというのであれば、知財協の方はそういう意味で専門委員会等も含めて、データを集めるということではパワーを割けるわけでございます

ので、そういう御指示があれば、こちらとしても対処させていただくことができますという事を申し上げたいと思います。

特にこれから IoT の活用では、欧米を中心にどんどんビジネスが変わりつつある中で、日本の産業の競争力をどう維持するのかということで、かなり重要なポイントだと思いますので、ぜひ、そういうところでの協議の場ということ、改善の項目の中に入れていたきたいと思います。特許については大体そういうことでございます。

それから意匠については、この資料の中には AI 活用云々ということはあるのですが、これ以外に知財協の中で議論されているのは、今回、意匠法の改正が審議されてございますので、その中で新しい問題が出てきたときに、それをどういうふうにコミュニケーションをとって、改善の議論ができるかという点であります。

AI の活用というのは一つのことでございますが、それ以外に、例えば画像意匠が今回議論されているのですが、画像意匠になったときに、例えば著作権との境界が非常に難しくなってくるということがあったときに、そういう問題について、これも先ほどと同じですが、協議できる仕組みをぜひお願いしたいと思います。

それ以外にも新たに関連意匠のような仕組みが入ってきたときに、これも意匠として権利を取りたい側からすると相当広く、期間も長く取れるということで、一つのメリットであると思うのですが、逆にそれがあまりにも広く、あまりにも長くということになると、競争上、ちょっと行き過ぎの面もあるかもしれない。そこも先ほどの線引きの話になりますので、議論できるような場ということをお願いしたいと思っています。

それから商標に関しましては、私がこの評価を書いたときの企業サイドからの議論というのは、極めて多数の件数の商標が絨毯爆撃的に出願されて、それによって非常にビジネスが阻害されるということがあって、それについての問題をどう改善するかということで書かせていただいたのですが、実際には仕組みといいますか、制度に手を入れていただいて、最近はそのことが大分減ってきたということです。今のまま健全なレベルに落ちつくのであれば、そこについては特段の問題は感じないということになりますので、少し長い目で見ていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、全体としてユーザーサイドとしては、問題を感じたときにそれを議論できる仕組みが興味の中心であるということを申し添えて、私の意見は以上ということにさせていただきます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

飯村委員、どうぞ。

○飯村委員 特許に関しまして、ビジネスモデルでAI、IoTが利用されるような場面想定した場合に、どのように対応していくかということについては難しい問題があると思います。

数多くの技術を利用して、AI、IoTを活用したビジネスモデルを完成したところ、他社から、AI、IoT関連の特許権に基づいて権利行使をされた場合にビジネスが立ち行かなくなる、あるいは後始末をするために莫大な費用がかかるという心配・悩みを聴くことが数多くあります。そのような心配を解消するために、AI、IoT関連の特許の審査は厳しくされた方が有り難いという考え方が一方であろうかと思います。このような意見については確かによくわかるのですが、IoT関連の特許について厳しくする運用が、特許全体に対して及んでいくという別の問題点もありますので、この関係ではできる限り慎重に考えて、厳しくすることのメリット、デメリットを検討して政策に反映させていくことが重要であろうかと思っております。

AI、IoTに関連する技術については、AI、IoTのみに特有の専用の技術もある一方、一般の技術と共有できる技術もあり、一方だけを厳しくすることについての基準作りの難しさ等、いろいろな問題があると思われます。慎重に検討していただければ幸いだと思っております。

また、意匠に関しても同じようなことが言えると思います。浅見正弘委員がおっしゃったように、従来型の意匠に新しい技術を組み込んで、投影されたり、使用されたりする際に目に触れる部分が、従来のものと異なるようなものについて、審査基準をどのようにするか、技術の発展が急速であり、その都度、基準を少しずつ変えるということができない中で、長期的に見て進めていくことが必要かと思っております。

外国の方と交流していますと、技術革新により、生産現場の態勢や生活環境が変化すると、物の利用の仕方、物に対する考え方が大きく変わってきていることが実感されます。グローバル化、世界標準を考えた場合に、将来予測も含めて慎重に進めていくことが大事かと思います。抽象的な意見になりますが、そのようなことを考えているところでございます。

○相澤委員長 ありがとうございました。

井上委員、どうぞ。

○井上委員 ありがとうございます。全体的な感想をお話させていただきます。

ユーザー評価調査を、ここ数年されていらっしゃいますが、着実に内容の改善が進んでいるということは素直に評価していいと思います。特に先ほど来議論がありますし、昨年にも話題になりました第4次産業革命への対応や、地方中小企業、ベンチャーへの対応強化に関し、体制面や人材育成の面で取組が進んでいることは評価していいと思いますし、今後も強めていっていただきたいと思います。特にデジタル革命については、世界的に制度が技術に追いついていないという状況が続いておりますので、デジタル革命に対する質の高い審査を今後もお願いしたいと思います。

あともう一点、これはメディア的な発想かもしれませんが情報発信という点で、例えばベンチャーに関して、昨年、ベンチャー企業対応面接活用早期審査の創設をされていらっしゃると聞いております。こうした取り組みは地方の中小企業やベンチャー企業育成に向けて、非常にいいお話ですので、ここら辺はもう少しメディアをうまく活用していただいて、国民にうまくアピール、情報発信していただければいいかと思います。

以上です。

○相澤委員長　ありがとうございました。

小原委員、どうぞ。

○小原委員　私は特許に関して進歩性とともに、記載要件についても注視して、判断の均質性を向上させる取組を行っていただきたいと思っております。弁理士会の特許委員会では10年以上も継続して近時の裁判例について、判決の調査・検討を行っております。

結論から申し上げますと、今年度の検討結果としては、進歩性に関しましては課題を重要視している傾向で、技術分野、課題が共通すること、それは本願発明と主引例において課題が共通すること、それから主引例と副引例との間に共通の課題、組み合わせの動機づけがあること、このような2つの課題についてのクリアをしないと、課題と構成に基づいて、進歩性は否定できない傾向にあると結論づけられています。

逆に記載要件に関しては、今年の検討結果を見ると、どちらかというと厳しくなっている方向ではないかとの結論です。判決はケース・バイ・ケースですが、近年の裁判例の傾向も考慮して、進歩性とともに記載要件についても、判断の均質性を向上させていただきたいと考えています。

また、先ほど浅見節子委員もおっしゃられていましたが、記載要件については特に、分野毎に考える必要があり、化学分野については以前から記載要件のばらつきについては問題視されておりました。近年ではAI発明についてどの程度記載要件を満たせばよいのか、

ばらつきが生じやすいところではないかなと考えております。AI 発明と言われましても非常にディープなアルゴリズムのものから、それでなくても発明は成り立つけれども AI も利用できるというような、非常に多くのレベルのものがあまして、記載要件を満たすために、実証データのようなものを出す必要があるのか、AI 発明の内容によって出す必要があったりなかったりするのか、その辺も含めまして、進歩性とはまた別の見方として、記載要件というのは判断の均質性を向上させるという面において重要になるのではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

意匠については意匠法の改正に伴い、審査がばらつかないようにしていただきたいと思っています。ハーグ出願の審査に対応した品質管理の取組を充実させていただきたいということと、国内出願で要求される書面と、ハーグ出願の審査において要求される書面を、今後どのように簡素化、融合させていくのか、出願人、代理人側も間違いなく実務をしていきたいと思いますので、その辺も含めて改正後にばらつきが生じない審査をよろしくお願いいたします。

商標につきましては、前回も申し上げましたが、特に商標の識別性について引き続き判断の均質化をお願いいたします。

それから AI を活用していただいて、特にイメージに関する商標の審査については AI を活用しやすいと思われますので、AI 技術をどの審査に利用できるのかを含めて引き続き調査いただきまして、出願が増加している状況においてより一層の審査の効率化を図っていただきたいと思います。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

長澤委員、どうぞ。

○長澤委員 1 ページに書かせていただいたように AI 系の事例がたくさんあった方が審査の予見性は高くなると思っています。但し、AI や IoT は技術として若いので、その分野の技術常識を審査官が理解できていない場合があると思われる。そういう意味でも、具体的な事例を持ち合って、もっと予見性を高くする努力ができればと思います。

もう一つ、3 ページに書かせていただいたところで、進歩性の判断やサーチレベルという2つの観点で、浅見節子委員、浅見正弘委員がおっしゃってくれたこととほぼ一緒なのですが、幾つか懸念があります。

サーチについては、確かにシステム上はよくできていて、さまざまなものが引用できる

体制なのかもしれませんが、統計的に見ると、日本で一発登録になったもののうち、かなりのものがヨーロッパでX引例が引かれていて、さらにX引例が日本の一発登録よりも60日以上前に出ているというものも、まだまだ見受けられます。

ただ、それらの中身はよく見ていないので、ヨーロッパの審査官が間違っているのか、日本の審査が甘いのかよくわかりません。とはいえ、このような事実を深く勉強するような会があってもいいと思います。そういう意味では、戸次室長から「事例を勉強しましょう」という話を以前いただいていますので、有り難いと思っています。

それから、サーチ力の向上ではなくて、いわゆる29条2項の進歩性に係る判断の基準や安定性の担保ですが、一つ意識してほしいのが、ベテランの人が見ると技術的な常識だなと思うものが、案外看過されるようになってきているということです。例えば、アナログ技術では常識的な画像処理を単にデジタル技術に転用しただけと考えられるものでも通っている例があります。先ほどJIPAの浅見委員がおっしゃったような、例えば有線が無線に変えただけで登録されているケースもあり、それ以外のところに新規性がありそうに見えるのですが、実はなかったというような事例がもっとあるのではないかなと思いました。

それらについても、できれば具体的に案件を持ち合って、特許庁と産業界でそれをもう一回議論してみる場があれば、かなり改善するのではないかなと思います。統計的なデータも意味があると思うのですが、具体的な案件をベースに話し合う機会があれば、もっといいなと思います。これは特許の話です。

次に意匠ですが、これも皆様から話が出ていますが、今回は意匠法はかなり大幅な改正が行われると思います。前回の、商標法の改正については、音とか色を対象にするという話があったのですが、これらは大幅な出願増にはつながりにくかったと思います。一方、今回の意匠法改正は、装置とのひもづけが必須ではなくなり、部分意匠が入ってくる等、我々としても出願を増やすことになると思っている状況です。審査官を2人増員していただいたのですが、事実上は人数的には変わっていないというのを伺っています。まだ、確かに出願が増加していないので、審査官を増員することの理由がつけにくいかもしれませんが、新しい意匠法が施行されたときには、出願件数がかなり増加するのではないかと予想してしまして、その辺を手当ていただければと思います。

ただ、今の意匠の審査基準自体は、弊社の中でもあまり不満が出ている様子はありません。一方、今回度の新しい意匠権への対応や、それから先ほども話が出ていましたが、その中には商標というかマークに近いもの、もしくは著作権に近いものもあり、これらがど

のように取り扱われていくのかという点には非常に着目しているところです。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

それから商標ですが、これも先ほど少し話が出ていましたが、識別性、つまり第3条1項、2項の判断の妥当性についてコメントします。これは佐藤課長に相談させていただいたこともあって、佐藤課長の方で向上のために取り組んでいただいていることは理解しているわけですが、弊社としても、未だに商標権になってしまって困っている案件も散見されています。ですから、これも特許と同様に、事例を交換させていただいて議論ができれば、相当改善していくのではないかと思います。そういう意味では、特に特許と商標の審査の基準について、こういう議論を反映した評価の基準になったらいいと思っています。

それから、弊社も実は社内の調査会社がありまして、特許や商標、意匠についてAIの利用をそろそろ検討し始めていますので、その辺りの情報交換もできれば有り難いと思います。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

本多委員、どうぞ。

○本多委員 まず特許につきまして、情報発信の観点から御提言させていただきます。私は現在弁理士会において、国際活動に多くかかわっており、海外ユーザーと意見交換をする機会を多くいただいております。

その際に、昨年度は、必ずと申してよいほどIoT、AI関連の発明について、日本国特許庁の審査の整備状況はいかがですかというお問い合わせをいただき、御説明させていただくことも多くありました。このような状況ですので、できるだけ特許庁からも情報発信を積極的にユーザーの方にもしていただきたいと思います。

さらに最近西海岸で御説明させていただきましたときには、審査が早いということ、査定率が上がっているということも知らないユーザーの方が多くございまして、「そんなに早くなったのですか」という質問をいただき、私としても大変驚きました。西海岸ではまだこういった状況ですというお話もございましたので、ぜひUSPTOなどの知財庁に対してと併せてユーザーに対しても積極的に情報発信していただきたいと思います。

また意匠につきましては、浅見節子委員や長澤委員が言及されておりますように、意匠法改正後は、今の審査官数ではとても間に合わないのではないかと懸念しております。ぜひその点の充実を図っていただきたいと思います。

また、商標につきましては、同様に審査官の数も懸念点でございますが、あわせて会員から指摘がありました点を言及させていただきたいと思います。最近、指定商品が複雑化してございます。そのようなときに、例えば特許部門、意匠部門の方々との連携をされてはどうかという提言をいただいております。例えば新しい商品などについては、今までの基準にございます表現に当てはめようとしめすと、どうしても技術専門家からは納得しがたい表現になる場合がある、というコメントをいただいております。これらの場合にも、例えば特許の明細書等を熟知されている審査官などに問い合わせをすることによって、的確な表現ができることもございますので、ぜひ、特許・意匠部門との連携なども整備をしていただければと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○相澤委員長　ありがとうございます。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員　全般的に年々いろいろな面で御尽力いただきまして、評価が高まっているというふうに認識しております。私から申し上げたい点、大きく分けて二点ございます。特許、意匠、商標共通して申し上げたいと思います。

まず第一点目ですが、審査の実施体制について。審査は、大きくサーチの部分と判断の部分に分けられると思っております。サーチの部分は、今、新しい商標が始まったり、また意匠法の改正によって審査対象の物品自体が広がるということで、確実に調査の範囲が広がる、特許の方ももちろん技術範囲が進展して、AI、IoT 含めて広がっているという中で、サーチの外注化等、特許の方ではかなり進められていますが、その中では、やはり人が調査するので人の育成という問題もございます。

せっかく AI という技術が進展していますので、特にサーチの分野では AI 技術の活用ということ、今、長澤委員から、会社の方でも取り組まれているというお話がありましたが、その辺が何か貢献できるのではないかと考えております。すぐに導入するというのはなかなか難しいと思うので早期に検討し、導入できるところから、新たな技術を使つての広範なサーチに取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

実際、産業の分野では、例えば医療の現場などでもお医者さんが膨大にある論文の資料を、通常は頭の中に入れてはいるけれども、それを AI によって抽出して実際の診断に役立てているということが行われているようでございます。審査の方でも、そういった最後のジャッジのところはやはり人がやらないといけないと思いますが、必要な情報を適切に集め

てくるということは、何か技術的なところで補助できるのではないかと思いますので、そこへの取組をお願いしたいと思っております。

それが、先ほども少しありましたが、アジアの他の諸国や途上国でありますとか、リソースの少ない国々への情報の提供、審査の支援にもつながっていくかなと思いますし、ひいては適切な調査ができることによって、均一的な判断にもつながっていくのかなと思います。調査の部分は非常に重要なので、AI の活用に取り組んでいただきたい。

それから先ほど申しましたように、やはり判断の部分は人がやらないといけないということで、そこは人材育成が非常に重要な問題になってくると思います。先ほど来、多くの委員の方がおっしゃられていますように、意匠法の改正ということで、対象の物品が広がりますので、審査件数が恐らく急増するだろうということに加え、新しいものを審査するために、例えば審査基準を整備したり、情報を整理したり、またはそれに対してどういう判断をしていくのかという負担がかなり増えることが予想されます。

新しい分野での判断というのは、非常にセンシティブなところがあるかと存じますので、できればハーグの出願で行われているように、当初は複数の審査官で協議をしながら判断をしていく等の慎重な判断をしていただければと思います。ということはかなりの負担増になるので、やはり審査官の増員をぜひお願いしたいと思います。

それから毎回申し上げておりますが、商標に関しましても、努力だけで何とか今の状態を維持するというのも限界に来ているかなと思いますので、審査官の増員も考えていただければと思います。

2点目について、以前、私から提案させていただきました文書の作成状況について、四法を並べての一覧表を作っていただきたいと申しましたら、お作りいただいて、かなりわかりやすくなったかなと思います。ありがとうございます。それを作ったことによって外部の人だけではなく、恐らく庁内の方でも、自分の担当の分野であればもちろん御存じでしょうけれども、他の分野については知らなかったところにも目が行き届くだろうし、加えてこういうところでのガイドラインが必要ではないかという気付きにもつながっていくのではないかと思います。

それについては既にホームページでアップされていらっしゃるでしょうか。私、昨夜、アップされているかどうか調べたのですが見つけれませんでした。何を申し上げたいかといいますと、従来よりホームページの改善をお願いしておりまして、以前と比べるとかなり見やすく、使いやすいホームページになったかなと思いますが、まだ道半ばではない

かなと思いますので、更なる改善、特に一般の方まで含めて使いやすいということが今後、とても重要になると考えております。というのは今、何でもネットで検索する、ググる時代になっていると思いますので、その中で適切にわかりやすい情報がヒットしないと、せっかくいい情報を載せていても見てもらえない、という状況になるかと思いますので、更なる充実、それから、全面改訂がいつ行われるかも気になる場所なので、教えていただければと思います。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。一通り御意見を頂戴いたしました。

中條委員は御欠席ですので、中條委員の改善提案については、資料6を御覧いただければと思います。

各委員の御意見を踏まえまして、事務局から説明をお願いいたしたいと思います。

○戸次品質管理室長 委員の皆様、多くの貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございます。いただいた御提案を基に、今後の品質管理の取組を推進してまいります。いただいた御意見の中でも、主なものについてお答えさせていただきます。

まず、複数の委員から進歩性の判断について、産業界の意見をよく聞くようにという御指摘をいただきました。こちらでございますが、特許の審査が甘いとの御指摘について、例えば昨年11月21日の第26回特許制度小委員会において、経団連から御発言をいただく等、承っているところでございます。産業界の肌感覚としてそのようにお感じであることにつきましては、特許庁としても重く受けとめ、問題意識を持っているところです。この点に関しまして、いろいろと統計的な数字がございますけれども、御指摘の点について、具体の問題を特定することは難しい、という状況でございます。

先ほど浅見節子委員から、「知財管理」の2018年12月号、2017年11月号にも関連する論文があったかと思いますが、こちらについて御指摘をいただきました。また、長澤委員からもサーチの件に関して御言及をいただきました。

この点に関して申しますと、例えば、特許庁でも国際調査で新規性・進歩性を否定する文献が提示されずに、他庁において進歩性を否定するX文献が提示されたような場合について検証を行い、我が国の法令、審査基準に照らして、そのX文献が適正なものであるときには審査官にフィードバックを行うことで、サーチの改善を図っているところでございます。この点、特にサーチの質の観点から、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

他方で、いろいろとデータがあるわけですが、先ほど御指摘いただいたサーチのデータも含めまして、過去あるいは他庁と比較して審査が甘いのかどうかについて、必ずしも問題を特定することができるものではないのだろうと思っているところでございます。

そのほか手持ちのものでございますが、今年度のユーザー評価調査を見ますと、国内出願における特許審査の質全般に関しては、「不満」ないし「比較的不満」と回答した方は5.6%でした。これに対して、「満足」ないし「比較的満足」と回答した方は62.2%でございまして、この割合は6年間で31%ほど上昇しているところでございます。

また、品質監査の結果を見ましても、特許査定についての結果が特に悪いという傾向は見えていないところでございます。

また、2017年の特許異議の申立件数ですが、権利単位で約1250件ございました。これは、同年の特許査定の件数の約0.7%という規模です。制度上の違いもあり、単純な比較はできないところでございますが、同年の欧州の特許異議の件数は約4,000件ございましたが、こちらは同年の特許付与件数の約4%という規模です。

このような統計データはいろいろとあるわけですが、御指摘の点に関してどのような評価をすべきかについては、難しい面もございます。

また、産業界からいただいております審査が甘いという御指摘については、抽象的でとらえどころのない面もございます。どのような問題意識でいらっしゃるのか、またどこに具体の課題があるのかにつきましては、ぜひ、産業界の皆様から事例の提供をいただく等、御協力をいただきつつ、明らかにすることができれば幸いです。

まずは、御意見の具体的な内容をしっかりと承ることが肝要と考えまして、日本知的財産協会と調整課の品質管理室との間で、この問題に特化した意見交換を始めたところです。今後、頻繁に意見交換を行い、具体の事例分析などを行っていく予定でございます。

また、大企業以外の方の御意見につきましても、日本弁理士会や関係団体の御協力を得つつ、承っていく所存でございます。大変難しい問題でございますので、ぜひ、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、判断の均質性について複数の委員から御指摘がございました。今年度のユーザー評価調査におきまして、判断の均質性の問題について、昨年度のこの委員会での御指摘も踏まえまして、設問を増やし、条文ごとの分析を行ったところでございます。その結果、進歩性だけではなく、記載要件についても更なる改善を求める御意見がございました。

今後でございますが、先ほど少し浅見節子委員からも御指摘がありました、協議に関する取組等につきまして検討しまして、判断の均質性の問題について進歩性のみならず、記載要件についても適切に対処してまいりたいと思います。

次に、本多委員から、特許、意匠、商標の審査官間の協力体制についての御言及をいただいたかと思います。御紹介いたしますと、特許審査と意匠審査におきましては、相互に関連性のある出願に対し、サーチ関連情報の交換に加え、人的な交流も行う等、幅広い連携をしているところでございます。

それから商標の審査でございますが、AI、IoT 関連技術のように技術的専門性の高い用語について、商標審査官が特許審査官に問い合わせる仕組みを設けております。

最後に、渡邊委員から、AI を活用したサーチの支援について御言及があったかと思いますので御紹介させていただきます。特許庁では業務の支援ツールとして、AI 技術を活用することを検討しております。特許に関しましては、昨年度に実証事業を実施した先行技術調査の支援等について、導入に向けた準備を進めているところでございます。まずは職員に試行的に使ってもらい、そのフィードバックを得ながら、ツールの改善を図っていきたいと考えております。

また、今年度は、画像検索技術の特許図面の調査の支援に応用することについて、新たに実証事業を開始いたしました。

意匠については、平面的意匠を対象とする先行意匠調査の支援における AI の活用性について、実証事業を実施しているところでございます。

商標については、先行図形商標の調査の支援と、指定商品、役務調査の支援における AI の活用性について、実証事業を実施しているところでございます。

世界的な出願件数の増大によって調査対象が増大する中、AI 技術の活用によって、より高品質かつ効率的な審査を維持したいと考えております。

最後に、渡邊委員から、ホームページの改善状況について御言及があったかと思います。御紹介いたしますけれども、昨年度実施したトップページ全体のリニューアルに続きまして、平成 30 年 9 月にウェブサイトの全体像を分かりやすくするために、トップページのナビゲーションを改善したところでございます。

また、これまでに登録までの全体像が分かる「スッキリわかる知的財産権」、スタートアップに特化した「スタートアップ×知財戦略」、中小企業向けの「知的財産権を事業に活かそう」など、新たなコンテンツを作成したところでございます。

先ほど渡邊委員から、探しにくいのではないかという御指摘がありましたが、今年度中には、目的のページに到達するまでのクリック数を少なくするためのホームページ構造の簡素化ですとか、手数料を簡単に計算できるコンテンツの提供などを予定しているところでございます。

主だった御意見についてではございますが、以上で事務局からの回答とさせていただきますと思います。

○相澤委員長 意匠課と商標課もよろしいですか。（「はい」の声あり）

ありがとうございました。皆様、今、審査品質管理室長から回答がございましたが、さらに何か御質問はございますか。

小原委員、お願いいたします。

○小原委員 質問というか、審査が甘いに関しましてよろしいでしょうか。

○相澤委員長 はい、どうぞ。

○小原委員 論題の性質上、統一した弁理士会の見解はございませんけれども、私は特許の、特に出願系の弁理士として実務家でございますので、日々の実務から感じる近年の特許審査について、幾つか御意見させていただきたいと思います。

御存じのように、特許の審査基準は平成 27 年に抜本的に改訂されまして、私たち弁理士も非常に理解しやすい内容になっております。また、同時期に審査品質管理室による審査の品質強化がなされまして、審査基準から外れるような審査のばらつきは大変少なくなっておりまして、実務上、非常に感謝しているところでございます。それにより、私たち代理人側としても特許の予見性が高まり、拒絶理由通知書に対する応答書類の質の向上を図ることができていると考えています。

加えて、今は拒絶理由通知に対して、応答前に必ず一度は審査官へのインタビューができます。品質管理室ができる前は新規性・進歩性についての拒絶理由通知に関して応答前のインタビューは、実質的には認められず、36 条の記載要件のみの拒絶理由通知に関しては応答前のインタビューが認められていたという実務でありました。

以上から、今は進歩性に関する意見や補正に関して、応答前に審査官の概ねの心証を得ることができるようになっております。ですので、この特許庁のサービスを利用して数千人以上の代理人が、以前よりも審査官への応答前の進歩性判断を含めたインタビューを密に行っています。そういう審査官と代理人とのコミュニケーションが非常に円滑になったということ、私はここで声を大きくして言いたいと思っておりました。そのような審査官

と代理人との連携強化が特許査定率を上げるとか、高く維持している理由の一つであることは間違いないですし、それ自身はコミュニケーションを豊かにして、クライアントの要望どおりの特許の範囲を得るような審査をしていただけているという面において、非常に良いことだと考えております。

もう一つ、先ほど申し上げたように、裁判例はケース・バイ・ケースであることが前提ですが、裁判例の進歩性の判断は発明の課題を重視しておりまして、その課題と構成によって緻密な論理構成に基づきまして、進歩性をどちらかというと否定できない傾向になっていると思われまふ。

これに関して、審査基準というものは近年の裁判所の考えの傾向を踏襲していると考えられますので、審査基準に基づき、審査官が課題を重要視した審査を行っているために、仮に審査官の審査結果が進歩性を否定できない傾向となつていても、これについては、現状の審査品質管理室が管理すべきは、審査基準を外れたばらつきを生じさせないことです。審査基準に基づきそこから外れていない審査が行われているのであれば、品質管理の問題ではないのではないかと考えています。

ただ、審査が甘いというのは何を論点にしているのかということもございまして。先ほどの裁判例でも、記載要件については厳しくなつていく方向ではないかという委員会の結論もございまして、審査が甘いということについては何が対象なのかというのを、より明確にする必要があるのではないかと考えています。

最後に、大企業だけでなく中小企業の意見も聞いていただくということで、審査が甘いかどうかということについては、いろいろな意見を聞く必要があると考えています。本論点のように、日本の産業の発達に役に立つ非常に重要な基準について、特許庁、裁判所、それから産業界と一緒に、私たち弁理士会も含めて議論できる場があることが重要でありまして、弁理士会としても実務家サイドからできる限りの貢献をしたいと考えております。

以上です。

○相澤委員長　ありがとうございました。

本多委員、どうぞ。

○本多委員　先ほど、特許・意匠部門との連携について御説明いただきましてありがとうございます。AI 関連等の新しい技術について、連携を進めているという御説明をいただきました。ぜひ、そちらから進めていただきまして、例えば、化合物、装置その他につきましても、広く技術専門家の出願人から御納得いただける表現を使つていただけるような連

携を深めていけるようにしていただきたいと思っております。どうぞ引き続きよろしくお願いいいたします。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

浅見正弘委員、どうぞ。

○浅見（正）委員 ただ今、いろいろ議論がある中で、審査が甘い云々については先ほど対策として、コミュニケーションをとるような場を設けていただくということなので、これはぜひ継続して活発化していきたいということをお願いしたいと思います。どうもありがとうございます。

それから、JIPA の中では、大企業と中小企業の関係がいつも議論になっています。何となく漠然と文学的に考えると、中小企業というのはいい技術を持っているけれども、大企業にいじめられるとか、侵害されても文句を言えないという話がよくございます。

これに対して例えば、特許が甘い、甘くないという文脈から考えますと、小さい会社が、例えば、虎の子の基本特許を出したというのがわかったときに、そこで競争が発生するとしたら、大企業の発想としてどうするかといったら、その特許に近いところを絨毯爆撃的に押さえるということをやって、特許性があるうがなかろうが、とにかくたくさん出す、従来の作戦でいえばそういうことをやるわけですね。

そうすると、甘い状態にずっと振れてしまうと、中小企業にとって本当にいいかどうかというのがちょっと分からない。かえって妨害される特許が簡単に成立してしまうということは、中小企業やスタートアップにとってはよろしくないと考えます。そのところは両面をうまく見ながらバランスを考える必要があると思います。これは5庁とか、海外とのバランスも考えないとおかしい話になってしまうので、そのところは慎重にいろいろ議論していく場を設けていただくというのが一番いいと思います。審査が甘いという話は、何となく言葉だけで漂っているように思いますので、そこについて具体例を基にして、どういうことが問題なのか、ということを明らかにして、解決する方向にシフトできればよいと思います。

知的財産協会は大企業の会員が多いのですが、比較的小さいスタートアップ、中小企業の会員も増えてきていますので、そういう意味では一方に偏った意見ではなく、いろいろな立場の意見をくみ上げていきたいと思っていますので、ぜひ今後とも御指導をよろしく願いたいと思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。

浅見節子委員、どうぞ。

○浅見（節）委員 先ほど小原委員がおっしゃったように、面接はかなり有効だと思っています。これは異議申立てにおいてもあることですが、面接をすることによって審査官、あるいは審判官の意見を聞きながら、このようなクレームなら特許になるのではないかということが合意しやすく、それで特許になることは多いと、実感としてはございます。

そんなに優先順位が高くはないのですが、面接の実態なども調べていただきたいと思います。件数としては急速に伸びているわけではなくて、徐々に増えているのではないかと思います。件数だけではなくて、例えば面接をしたことによって、因果関係ははっきりしないかもしれませんが、それによって特許になったものの割合ですとか、詳しい分析をしていただくことも、取組の中で考えていただければと思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。

どうぞ、長澤委員。

○長澤委員 面接は我々も非常に助かっておりますが、技術説明の際に出願人サイドは自分達の技術を優れているように説明をすることが多いです。そういう意味では、新しい技術が生まれたときに、それを中立的な視点で理解できる技術説明会のようなものがあると、審査官の方々の技術常識のバランスがとれていくのではないかなというふうに、今の話を聞いていて感じました。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

皆様方からいろいろな御意見をいただきました。この御意見の中で、関係各位と特許庁における更なるコミュニケーションが必要であるということでございまして、引き続きコミュニケーションを進めていくということが、特許庁からも示されたところであると思います。引き続き、品質の管理のために皆様の御協力をいただければと思います。それを、品質管理の来年度の計画策定に活かしていただきたいと思います。

なお、先ほど飯村委員から御指摘がありましたが、新しい技術への対応とともに、特許制度全体への視座を失わないように、検討を進めていただければと思います。

そ の 他

○相澤委員長 それでは最後に、今後のスケジュールにつきまして。

○戸次品質管理室長 次回の委員会では、皆様から頂戴いたしました改善提案に基づく、本小委員会の改善提言及び審査品質管理小委員会報告書（案）につきまして、御審議をいただく予定です。開催は3月22日金曜日を予定しております。

一言追加でございます。先ほど渡邊委員から御指摘のあった四法対照表でございますが、特許庁ホームページの「特許庁の審査品質管理」のページの一番下でございます。わかりやすさについては今後も改善してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○相澤委員長 それでは以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会平成30年度第1回審査品質管理小委員会を閉会いたします。

本日は長時間の御審議に御協力いただき、ありがとうございました。

閉 会